

消費税の納税額の計算にあたり「簡易課税」を選択できますが、その要件や、メリット・デメリットについて説明します。

## ● 消費税の簡易課税について

消費税の納税額は、原則（一般課税）として、以下で計算されます。

**預かった消費税額（売上高等）－支払った消費税額（仕入高・経費・固定資産購入）**

となります。売上高が2,000万円（税額200万円）、仕入高等が1,200万円（税額120万円）であれば、納税額は80万円です。

原則として2年前の課税売上高が5,000万円以下の場合は、一般課税に代えて、課税売上高の一定率を納税する簡易課税を選択することができます。

簡易課税の納税額は、以下の各事業区分に応じて、以下で計算されます。

### 各事業区分の課税売上高×一定率

第1種事業	卸売業	1%（事業者への商品販売は全て「卸売業」となります）
第2種事業	小売業	2%
第3種事業	製造業	3%（建設業含む）
第4種事業	その他	4%（飲食業、加工業、固定資産の売却など）
第5種事業	サービス業	5%
第6種事業	不動産業	6%

簡易課税には、次のようなメリット・デメリットがあると考えられます。

メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>支払インボイスの対応が不要となる（免税事業者への支払いが納税額に影響しない等）</li><li>消費税の納税額シミュレーションがしやすい</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>課税期間の始まる前に届出が必要で、原則として2年間は継続となる</li><li>複数の事業を営む場合は、売上高を上記の6種類に区分する必要がある</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>原価率、経費率、固定資産の売買により、納税額が有利となったり不利となることもある</li></ul>

簡易課税では、税務調査時に支払インボイスは調査指導の対象とはなりません。当然ながらいわゆるエビデンス（請求書・領収書等）は必要となります。

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
10月	個人住民税納付（第3期）	
11月	所得税予定納付（第2期） 個人事業税納付（第2期）	

（注）法人税・消費税の確定申告期限は、決算日より原則2ヶ月

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。